

政令で新たな免責期限を設定する義務について

別紙

所管省庁	義務の名称	義務の根拠法及び条項		新たな免責期限	問合せ先
国土交通省	自動車に係る変更登録の申請の義務	道路運送車両法 (昭和26年法律第185号)	第12条第1項	令和6年 6月30日 (日)	【第12・13・15・16条関係】 国土交通省 物流・自動車局 自動車情報課 03-5253-8111 (内線42-114) 【第67・69・69条の2関係】 国土交通省 物流・自動車局 自動車整備課 03-5253-8111 (内線42-427)
	自動車に係る移転登録の申請の義務		第13条第1項		
	自動車に係る永久抹消登録の申請の義務		第15条第1項		
	自動車の一時抹消登録後の解体に係る届出の義務		第16条第2項		
	自動車検査証の記録事項の変更記録を受ける義務		第67条第1項		
	自動車検査証の返納の義務		第69条第1項		
	検査対象軽自動車の解体に係る届出の義務		第69条の2第1項		
内閣府	公益法人の事業計画書等の作成及び備置きの義務	公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律 (平成18年法律第49号)	第21条第1項	令和6年 7月31日 (水)	内閣府 大臣官房公益法人行政担当室 ／公益認定等委員会事務局 03-5403-9669 (相談専用、平日10:00~16:45) 03-5403-9555 (代表)
	公益法人の役員等名簿等の作成及び備置きの義務		第21条第2項		
	公益法人の財産目録等の提出の義務		第22条第1項		
	移行法人の公益目的支出計画実施報告書等の提出の義務		第127条第3項		
文化庁	宗教法人の毎年度終了後の財産目録及び収支計算書の作成の義務	宗教法人法 (昭和26年法律第126号)	第25条第1項	令和6年 10月31日 (木)	文化庁 宗務課 03-6734-2854
	宗教法人の財産目録等の写しの提出の義務		第25条第4項		